

# 企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針



日医工株式会社およびその子会社（以下「当社グループ」という）は、日本ジェネリック製薬協会の趣旨に賛同し、当社グループの活動が、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスに寄与していることおよび、高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的として、当社グループが医療機関等に対して行った支払いを、以下により公開します。

## 1. 公開の時期および方法

2020年度以降の各年度（4月1日～3月31日）における医療機関等への支払いや資金提供に関する情報を、当該年度の決算確定後に当社ウェブサイト等を通じて当社グループ分を公開します。

## 2. 公開の範囲および内容

公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、次のとおりです。

### A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制のもとで実施されている研究・調査等に要した費用が含まれます。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開します。

1. 特定臨床研究費 <sup>※1</sup>	提供先施設等の名称等 <sup>※2</sup> ：〇〇件〇〇円
2. 倫理指針に基づく研究費 <sup>※3</sup>	提供先施設等の名称 <sup>※4</sup> ：〇〇件〇〇円
3. 臨床以外の研究費 <sup>※5</sup>	提供先施設等の名称
4. 治験費	提供先施設等の名称 <sup>※4</sup> ：〇〇件〇〇円
5. 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称 <sup>※4</sup> ：〇〇件〇〇円
6. 副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称 <sup>※4</sup> ：〇〇件〇〇円
7. 製造販売後調査費	提供先施設等の名称 <sup>※4</sup> ：〇〇件〇〇円
8. その他の費用	年間の総額

※1 「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

※2 「臨床研究識別番号」「統括管理者名」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

※3 「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”（生命・医学系指針）を指す。

※4 「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

※5 「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、治験および製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」や「製剤学的研究」などに要した費用をいう。

## **B. 学術研究助成費**

学術研究の振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金および学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄附金、学会等共催費等。「学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料などが含まれます。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開します。

1. 奨学寄附金 ○○大学○○教室：○○件○○円
2. 一般寄附金 ○○大学（○○財団）：○○件○○円
3. 学会等寄附金 第○回○○学会（○○地方会・○○研究会）：○○円
4. 学会等共催費等 第○回○○学会○○セミナー：○○円

## **C. 原稿執筆料等**

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開します。

1. 講師謝金 ○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
2. 原稿執筆料・監修料 ○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
3. コンサルティング等業務委託費  
○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円

## **D. 情報提供関連費**

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用。

1. 講演会等会合費 年間の件数・総額
2. 説明会費 年間の件数・総額
3. 医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

## **E. その他の費用**

社会的儀礼としての接遇等の費用。

1. 接遇等費用 年間の総額

以上

2020年3月 策定  
2023年3月 改定  
2026年3月 改定